

2020（令和2）年9月2日

環境省水・大気環境局大気環境課 御中

「大気汚染防止法施行規則別表第7の4の項下欄の規定に基づき環境大臣が定めるもの（案）について」に対する意見

大阪アスベスト弁護団

担当者：弁護士 西本哲也

〒595-0021 大阪府泉大津市東豊中町1-4-6

三和辻川ビル2号室

いずみおおつ法律事務所

TEL：0725-46-0181/FAX：0725-46-0191

現行の規則別表第7には、特定粉じん排出等作業の作業基準が定められている。

今般の規則改正案では、石綿を含有する建築材料のうち、特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となるものとして環境大臣が定めるものについては、飛散性の観点から、別に作業基準が設けられる予定である。これを受けて、環境大臣の告示により、「石綿を含有する建築材料のうち、特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となるもの」として、石綿を含有するケイ酸カルシウム板第1種を定められることが予定されている。

しかし、ケイ酸カルシウム板第1種のみならず建築材料の中には青石綿や茶石綿のように発がん性が高い石綿を含有するものが存在する。それゆえ、過度に「比較的多量」の文言にとらわれるべきではなく、青石綿や茶石綿を含有する特定建築材料に係る特定粉じん排出等作業についても、作業基準が定められるべきである。

そこで、青石綿や茶石綿を含有する特定建築材料についても、作業基準が定められるよう、環境大臣の告示において、「特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となる特定建築材料」として指定すべきである。

以上